

計画の具体的な展開

この章では、第3章で記した目標・施策方針について具体的にどのような内容の施策を進めるのかを記しました。第1次村上市総合計画等関係する計画に掲げられた施策やアンケート調査から成果指標として具体的な数値で目標を設定できるものは現況値と目標値も掲げました。

なお、環境指標をアンケート調査結果（平成22年1月に実施した市民の環境意識アンケート調査）から設定したものについては、「身のまわりの環境について、どの程度満足しているか」との設問に対する回答から、現況値及び目標値を次のように算定しました。

現況値：「満足」と「やや満足」を合わせた回答の占める割合（回答率）

目標値：「満足」と「やや満足」に「やや不満」を加えた回答の占める割合（回答率）

- ① 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然と親しみ自然と共生する
- ② 清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する
- ③ 歴史と伝統のある地域社会の中で快適な暮らしを創造する
- ④ 地域から世界を考え地球環境の保全に取り組む
- ⑤ 環境の保全に市民・事業者・行政が一体となって取り組む

1 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然と親しみ自然と共生する

(1) 山々の緑と水を大切にす

■ 現状と課題

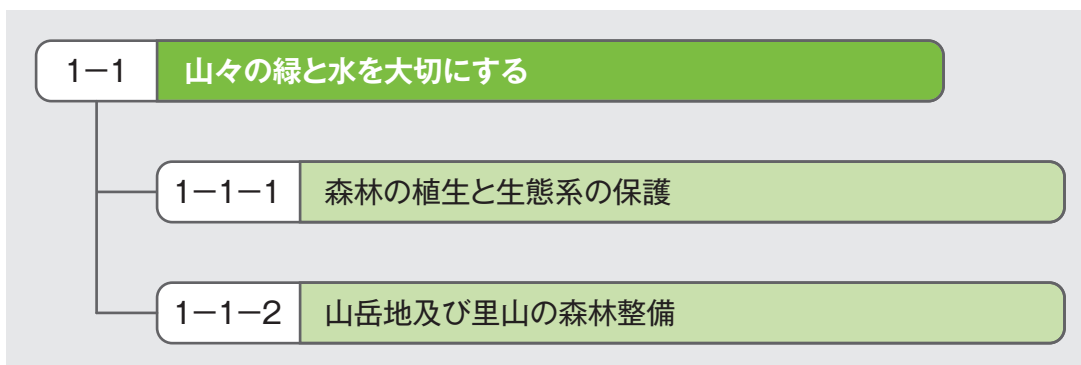


本市の林野面積は100,252haであり、本市の総面積の85.4%を占めています。この森林の中には、ブナ林に代表される貴重な自然林が残されています。また、里山などの中山間地域では、スギなどの人工林やヒノキ、サワラなどの二次林が多く分布しています。さらに、本市の植生分布の特徴として、南方系の照葉樹林と北方系の落葉樹林が混生しているなど、

豊かな植生が広がり多様な生態系を育んでいます。このため、森林の植生と生態系を大切に保護していく必要があります。

本市は古くから林業のまちとしても栄えてきました。森林整備は、森林の循環サイクルを構築していくうえで重要な役割を果たしていますが、最近では、担い手不足と国産材の販売不振により林業が衰退し、森林整備が行き届かなくなってきました。このため、山岳地及び里山の積極的な森林整備を行う必要があります。また、地域材及び特用林産物の生産加工体制等の整備により、木材をはじめとする林産物の地産地消を推進することも重要です。さらに、これらの取り組みにより、森林の持つ公益的機能（水源涵（かん）養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能、二酸化炭素吸収源機能）の強化が図られます。

■ 施策の体系（個別目標と施策方針）



■ 施策の内容

1-1-1 森林の植生と生態系の保護

- 国・県と協力し、定期的な植生・生態系調査を実施し、森林の整備・保全を目的とし、かつ林業振興策にも配慮した総合的な対策の検討を行います。
- 環境保全地域の指定地内における植生については、開発等の影響を受けないように特に留意し、生態系の保護に努めます。

1-1-2 山岳地及び里山の森林整備

- 村上市森林整備計画等に基づき、計画的かつ適正な森林整備（造林、保育、草刈り、雪起し、間伐等）を推進するとともに、市行造林地の適正な管理により、森林の持つ公益的機能の強化を図ります。
- アドプト制度（※）等を活用した森林ボランティアの検討を行うなど、地域ぐるみの里山の森林整備活動の強化を図ります。
※アドプト制度：行政が、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度
- 山地災害の未然防止対策と林業の健全な育成と併せて、森林の公益的機能が十分に発揮されるように、積極的な治山事業の導入を図ります。
- 山岳地及び里山の開発に対しては、森林の生態系や景観などへの配慮について指導します。
- 本市内に生育する巨木・老木の現況を把握し、その保護に努めるとともに、学習の場としての利用についても検討を行います。
- 地域住民を対象とした勉強会や小中学校と連携した森林整備体験等を通じて、森林整備の重要性と方法についての啓発活動を推進します。
- 漁業・林業関係者、地域住民、緑の少年団が中心となって行われてきた三面川の「さけの森林づくり」等、ボランティア森林整備の活動をさらに促進していきます。
- 国・県と協力し、松くい虫被害に対する防除を実施し、森林の保全に努めます。
- 森林資源の保護と森林の持つ公益的機能の周知を図るとともに、森林公園など、人と森林のふれあいの場の整備・活用を推進します。

■ 環境指標及び数値目標

環境指標	現況値	目標値
間伐等実施面積	484ha（平成20年度）	400ha（平成32年度）
防除区域内松くい虫被害面積	2.7ha（平成20年度）	1.9ha（平成32年度）

(2) 川や湖沼の水辺と親しみ、これを大切にする

■ 現状と課題

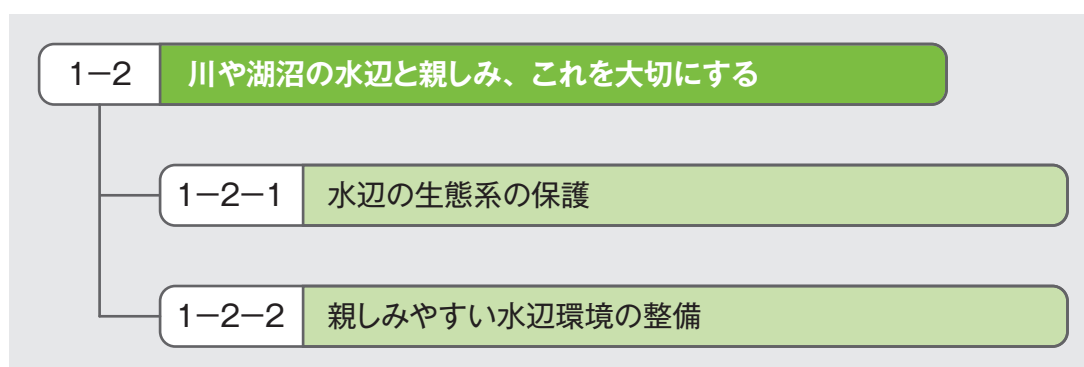


本市では、三面川や荒川のほか多くの中小河川が日本海へ注いでおり、これらの流域では魚類等の動物の種類も多く、豊かな生態系が形づくられています。特に、川や湖沼の水辺では、水生植物やシロヤナギ、オニグルミ、ニセアカシアなどの樹木が生育していますが、水害や河

川整備に伴い過去と比較して大幅に減少しました。このため、河畔林などのかつての自然環境を再生するとともに、野生の動植物の生息・生育に適した水辺環境を整備していく必要があります。

また、鮭公園、門前せせらぎ公園、南大平ダム湖公園、お幕場・大池公園などの親水公園が整備されており、市民が水辺と親しむ場となっています。

■ 施策の体系（個別目標と施策方針）



■ 施策の内容

1-2-1 水辺の生態系の保護

- 河畔や河床に生育する樹木を保護し、野生の動植物の生息・生育に適した水辺環境の整備を推進します。
- 漁業・林業関係者、地域住民、緑の少年団が中心となって行われてきた三面川の「さけの森林づくり」等、ボランティア森林整備の活動をさらに促進していきます。
- 三面川河口の「魚つき保安林」を適正に保全していきます。

1-2-2 親しみやすい水辺環境の整備

- 河川や海岸の整備にあたっては、安全性の確保のみならず、地下水の涵（かん）養、多様な生態系の保全、地域に特有な自然景観の再生・創出に配慮します。
- 国・県と協力し、市民が安全で快適に水辺に親しみ、水辺環境を理解で

- きるような親水空間の整備を推進します。
- 水辺を活用した自然体験活動の充実を図ります。

(3) 美しい海岸を大切にする

■ 現状と課題



本市の海岸地形は、三面川河口を境界として、北側は岩石海岸、南側は砂浜海岸となっています。このうち「笹川流れ」に代表される岩石海岸は、背後の朝日・飯豊山塊が日本海へ入り込む場所となっており、海食崖や海食台が発達し、これらの奇岩が夕日に映え、美しい景観を呈して

います。瀬波海岸に代表される砂浜海岸は、かつては白砂青松と呼ばれる美しい砂丘と松林が広がっていましたが、海岸侵食と松くい虫による被害が進行し、現在では景観が損なわれています。このため、海岸侵食を抑制する対策の検討と松くい虫の防除が急がれます。

また、かつては河口付近には抽水植物が、海岸線ではハマナスやセナミスミレ、エチゴトラノオに代表される海浜植物が生育していましたが、海岸侵食に加えて開発等により、大幅に数が減少し、そのほとんどが絶滅危惧種あるいは準絶滅危惧種となってしまいました。このため、海浜植物の生育状況を把握し、市民、事業者、団体等と行政との連携を強め、現存する海浜植物を大切に保護するとともに、復元対策を講じます。

■ 施策の体系（個別目標と施策方針）



■ 施策の内容

1-3-1 海岸地形の保全

- 「笹川流れ」に代表される岩石海岸の美しい自然景観を保護するため、住宅、道路、観光施設の整備にあたっては、計画・設計において自然環

境や地形の変更を最小限にとどめるように配慮します。

- 瀬波海岸に代表される砂浜海岸の美しい白砂青松の風景、自然景観の再生と保全を図るため、国・県と協力し、海岸浸食の防止に努めます。
- 国・県と協力し、河川からの土砂堆積量を適正に維持することにより侵食の進んだ砂浜海岸の再生と復元について検討を行います。

1-3-2 海浜植物の保護

- 国・県と協力し、海岸林に対する松くい虫の防除に努めます。
- 河口付近の抽水植物や海岸線に生育する海浜植物を保護するため、生育状況の定期的な調査を行います。
- 海岸部において新たに開発を行う場合には、生育地を避けるなど配慮するとともに、市民、事業者、団体等と行政との連絡を密にし、情報を共有します。
- 既存の生育地に対しては、保護地区を設定するなどの復元対策を検討します。

■ 環境指標及び数値目標

環境指標	現況値	目標値
海岸の美しさに関する満足度 (アンケート調査)	55.4% (平成 22 年度)	75.1% (平成 32 年度)

(4) 野生の動植物を保護し、生息・生育環境を大切にする

■ 現状と課題



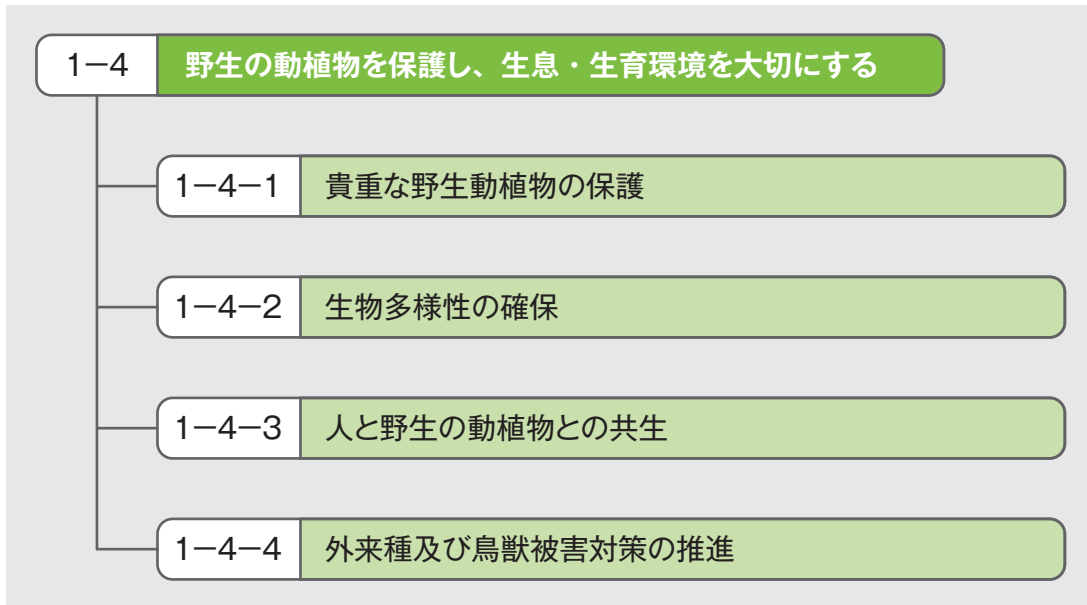
本市内では、豊かな植生に支えられた多様な自然環境が残されており、野生の動植物の宝庫となっています。このうちのいくつかが貴重種と呼ばれ、いわゆるレッドデータリストにおける絶滅危惧種・準絶滅危惧種となっています。このため、貴重な動植物を大切に保護するとともに、その生息・生育環境を整備し、広域的な生物多様性を確保することが重要です。

一方、海洋の環境に目を向けると、海洋環境の変化による水産資源の減少や漁獲量の減少が課題となっており、管理された漁業への転換が必要となっています。

また、公園や遊歩道の整備等を通じて人と野生の動植物がふれあえる場を整備することが望めますが、それが自然環境の破壊につながらないような配慮が重要です。

さらに、本市内の随所で外来種の進入が見られるほか、有害鳥獣としてニホンザル、ハクビシン、ツキノワグマ等による農作物への被害が深刻な状況となっています。このため、外来種及び鳥獣被害対策を講じる必要があります。

■ 施策の体系（個別目標と施策方針）



■ 施策の内容

1-4-1 貴重な野生動植物の保護

- 保護すべき貴重な野生動植物の生物種及び生息・生育地について、本市独自の基準や指定を検討するなど、絶滅が危惧される野生動植物の保護に努めます。

1-4-2 生物多様性の確保

- 開発や造成による生息・生育地の減少、環境悪化などの影響が回避あるいは低減されるように、開発事業者への監視及び指導を強化します。
- 国・県と協力し、野生動植物の違法な駆除・捕獲・売買、山野草の乱獲、海浜植物の踏み荒らしや外来種の移入など、生態系に影響を及ぼす行為を排除し、生物多様性の確保に努めます。
- 野生動植物及びその生息・生育環境の保護等を通じて生物多様性の保護に貢献している市民団体、NPOの活動状況などを広報やホームページで紹介するなど、支援を行います。

1-4-3 人と野生の動植物との共生

- 村上市都市計画マスタープランに基づいて本市の都市計画を実行するに際して、“水とみどりの整備方針”にうたわれた自然環境の公益的機能の保全とともに、野生の動植物との共生にも配慮します。
- 里山や農地で見られる野生の動植物の生息・生育環境の保全・再生・創

出を図るため、自然環境に配慮した農・林道、かんがい排水等の整備を推進します。

- 海面漁業に関して、魚類の個体数・種数の確保と漁獲物の付加価値の向上を目的として、生産量及び漁獲量の自主的な制限などの資源管理型漁業の取り組みを推進します。
- “つくり育てる漁業”を目指して、栽培漁業や海面養殖業の検討を行います。

1-4-4 外来種及び鳥獣被害対策の推進

- 湖沼等におけるブラックバス類（オオクチバス、コクチバス）とブルーギル等の魚類の生息状況を把握するとともに、生息が確認された場合には、駆除に関して検討を行います。
- セイタカアワダチソウ等の外来植物が大量に生育する河川敷や道路脇では、国・県と協力して、刈り取りや抜根などの対策を講じます。
- 新たな外来植物の大量発生を防止するため、耕作放棄地の解消に向けた農業生産基盤の整備を推進します。
- ニホンザル、ハクビシン、ツキノワグマによる農作物への被害を防止するため、村上市鳥獣被害防止計画に基づいて、捕獲（駆除）や有害鳥獣を誘引しにくい集落の整備等に努めます。

■ 環境指標及び数値目標

環境指標	現況値	目標値
有害鳥獣による被害面積(※)	230.9ha（平成 21 年度）	50.0ha（平成 32 年度）
身近に見かける動植物の豊かさに関する満足度(アンケート調査)	58.9%（平成 22 年度）	79.5%（平成 32 年度）

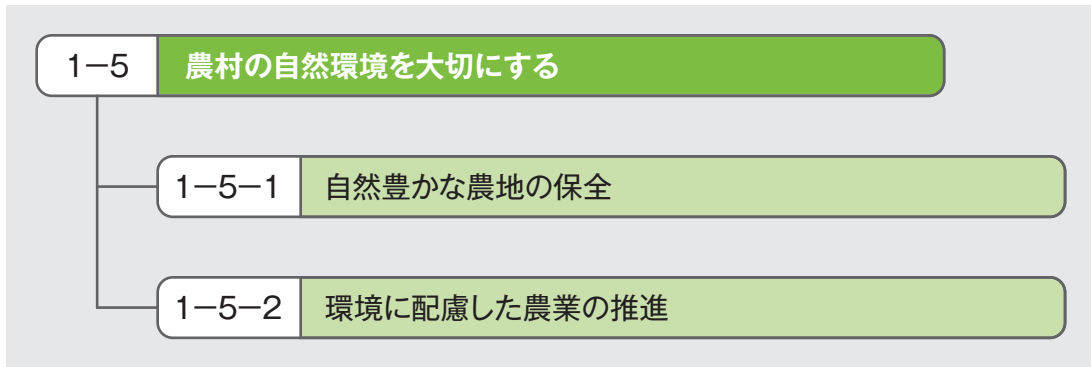
※ 「村上市鳥獣被害防止計画」（平成 22 年 1 月）より引用

(5) 農村の自然環境を大切にする

■ 現状と課題

本市の農業と農村の現状と課題については、担い手の減少や高齢化の進行などに伴い、集落機能が低下するとともに、食料自給率の低迷、耕作放棄地の増加、ため池や農業用排水路などの保全管理の粗放化、有害鳥獣による農作物被害の増加などが深刻化しています。一方で、食の安全・安心や農村環境の保全への関心も高まっています。このため、環境保全型農業や資源循環型農業など、環境に配慮した農業を推進していく必要があります。

■ 施策の体系（個別目標と施策方針）



■ 施策の内容

1-5-1 自然豊かな農地の保全

- 村上市農村環境計画に基づいて、農地及び農村における環境保全を推進します。
- 害虫の発生を防止し、快適で豊かな農村環境を保全するため、耕作放棄地の拡大防止、保水能力の向上など、農地の持つ環境保全機能の確保に向けた農業生産基盤の整備を推進します。
- 耕作放棄地の拡大防止を目的とし、農家の担い手不足の解消と農業生産力の向上を視野に入れ、事業者等による農業への参入や農業法人の設立等を促進します。
- 農村公園や農村環境改善施設の整備などにより、農村環境の保全に努めます。

1-5-2 環境に配慮した農業の推進

- 農業関係団体と協力し、農薬や化学肥料の使用を抑えた環境に配慮した農業の支援・指導を実施します。
- 食の安全・安心とこれにつながる農産物のブランド化を目指して、農産物の高付加価値化や地産地消の取り組みを推進します。
- 神林有機資源リサイクルセンター、朝日有機センターの利用促進などにより、適正な家畜糞尿処理及び資源循環型農業を推進します。

■ 環境指標及び数値目標

環境指標	現況値	目標値
エコファーマー認定農業者数	195人(平成20年度)	新規認定2人/年度(平成32年度)